

第4回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成27年6月16日提出

件数 27件

【内訳】議案 19件（条例関係 6件、補正予算関係 5件、その他8件）
報告 8件（継続費の通次繰越 3件、予算繰越 4件、専決処分の報告 1件）

議案の要旨

条例関係

議案第82号 南相馬市手数料条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正を踏まえ、条文中の法律名称を変更するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 制定の概要（第6条第1項第7号関係）

改正後	改正前
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において教材又は研究用として <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による飼養の登録が必要な鳥獣を飼養する場合	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において教材又は研究用として <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による飼養の登録が必要な鳥獣を飼養する場合

2 施行日 公布の日

議案第83号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者のうち第1段階に当たる者の保険料を減額するため条例の一部を改正するもの。

【主な内容】

1 改正の概要

平成27年4月から介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、第1段階（低所得者）の第1号保険料軽減強化を行うことを受け、第1号被保険者のうち第1段階に当たる者の基準額に乗じる割合を（改正前）「0.5」から（改正後）「0.45」に軽減するもの。（第4条関係）

所得段階	改正後		改正前	
	負担割合	年額	負担割合	年額
第1段階	基準額×0.45	30,500円	基準額×0.5	33,900円

【軽減による影響額】

影響額	減額により不足する介護保険会計における歳入内訳	
8,768,600円	国庫負担金(1/2)	4,384,000円
	県負担金(1/4)	2,192,000円
	市負担分(1/4)	2,192,600円

2 施行日 公布の日

議案第84号	南相馬市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例制定について
---------------	---

【趣旨】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制度の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律（第3次一括法）（平成25年6月14日公布）の施行による介護保険法の一部改正により、市町村が地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を条例で定めるとされたため、次のとおり定めるもの。

（1）第3次一括法により条例に委任された事項（地域包括支援センター関係）

根拠規定	条例委任事項
介護保険法第115条の4第5項及び第6項	地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準（包括的支援事業を実施するために必要な基準）

(2) 定める事項

定める項目	条	基準	内 容
基本方針	第3条	参	地域包括支援センターは、被保険者の置かれている環境等に応じて介護給付等対象サービス等を利用できるよう導き、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。市独自基準（第3条第2項及び第3項関係）事業者及び職員の資格事項に暴力団員等でないことを規定
運営に係る基準	第4条	参	地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。
職員に係る基準及び当該職員の員数	第5条	従	地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数に応じた職員数を規定。

参：参酌すべき基準、従：従うべき基準

【参考】従うべき基準、参酌基準の意味は次のとおり。

従うべき基準：条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

参酌すべき基準：地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

2 施行日等 公布の日（平成27年4月1日適用）

議案第85号

南相馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、定期巡回・随時対応型訪問介護等の基準が改正されたことから条例を改正するもの。

【地域密着型サービスの種類】

サービス名	市内の事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
夜間対応型訪問介護	0
認知症対応型通所介護	1
小規模多機能型居宅介護	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	7 (うち2事業者は休止)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
複合型サービス（今回の改正で看護小規模多機能型居宅介護に名称変更）	0

看護小規模多機能型居宅介護とは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスをいう。

(1) 指定地域密着型サービスの事業の一般原則の改正（第3条関係）

指定地域密着型サービス事業者について、南相馬市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団関係者の就労及び暴力団の活動等へ資する活動の禁止を規定するもの。

(2) 介護報酬請求に係る記録の保存年限について（第42条関係等）

介護給付費請求書等の保管について（厚生労働省事務連絡）に基づき、保存年限を「2年」から「5年」に変更するもの。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護及び指定複合型サービスの利用定員等の改正（第85条及び第194条関係）

指定小規模多機能型居宅介護及び指定複合型サービスの登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合サービス事業所の「通いサービス」に係る利用定員を16人以上18人以下とすることを可能とするもの。

(4) サービス名称の変更（第9章関係）

複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に変更されたため改正するもの。

2 施行日等 公布の日（平成27年4月1日適用）

議案第 86 号

南相馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、介護予防認知症対応型通所介護等の基準が改正されたことから条例を改正するもの。

【地域密着型介護予防サービスの種類】

サービス名	市内の事業者数
介護予防認知症対応型通所介護	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	1
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	7 (うち2事業者は休止)

(1) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則の改正（第3条関係）

指定地域密着型介護予防サービス事業者について、南相馬市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団関係者の就労及び暴力団の活動等へ資する活動の禁止を規定するもの。

(2) 介護報酬請求に係る記録の保存年限について（第40条関係等）

介護給付費請求書等の保管について（厚生労働省事務連絡）に基づき、保存年限を「2年」から「5年」に変更するもの。

(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用定員等の改正（第47条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスに係る利用定員を16人以上18人以下とすることを可能とするもの。

2 施行日等 公布の日（平成27年4月1日適用）

議案第 8 7 号

南相馬市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

【趣旨】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定の要件等を定めるため、新たな条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制度の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）（平成25年6月14日公布）の施行による介護保険法の一部改正により、市町村が指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めることとされたため、次のとおり定めるもの。

指定介護予防支援事業者とは、要支援認定区分が要支援1・2の利用者のケアプランを作成する事業者をいう。

(1) 第3次一括法により条例に委任された事項（指定介護予防支援関係）

根拠規定	条例委任事項
介護保険法第115条の2第2項第1号	指定介護予防支援事業者の指定基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準
介護保険法第115条の2第4第1項	指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
介護保険法第115条の2第2項	指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準
介護保険法第59条第1項第1号	基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに運営に関する基準

(2) 定める事項等

定める項目	章	基準	内 容
総則	第1章	参	【事業者の要件・基本方針】（第2条・第3条） ・指定介護予防支援事業者の要件・基本方針に関する基準を規定

			市独自基準（第3条第5項及び第6項関係） 事業者及び職員の資格事項に暴力団員等でないことを規定
人員に関する基準	第2章	従	【従業員の員数・管理者】（第4条・第5条関係） 事業所ごとに必要な従業員数、管理者に関する基準を規定。
運営に関する基準	第3章	参 (一部・従)	【サービス提供、運営規程、勤務体制等】 (第6条～第30条関係) サービス提供に当たっての重要事項説明、事業者の運営規程、勤務体制、事故発生時の対応等に関する基準を規定 市独自基準（第30条第2項関係） 介護予防支援台帳等の保存期間を5年と規定。 従うべき基準 第6条第1項・2項、第24条、第28条関係
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第4章	参	【指定介護予防支援の基本取扱方法等】 (第31条～第33条関係) 指定介護予防支援の基本取扱方法及び具体的取扱方法等に関する基準を規定
基準該当介護予防支援に関する基準	第5章	参	【基準該当介護予防支援に関する基準】（第34条） 基準該当介護予防支援の事業の基本方針、人員及び運営に関する基準を規定。

参：参酌すべき基準、従：従うべき基準

2 該当する事業者

- ・ 社会福祉法人南相馬福祉会
- ・ 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会

3 施行日等 公布の日（平成27年4月1日適用）

補正予算関係

議案第 88 号 平成 27 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 89 号 平成 27 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 90 号 平成 27 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 91 号 平成 27 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第 92 号 平成 27 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

その他

議案第 93 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	原三小校舎耐震改修建築主体（第 2 期）工事
施工場所	南相馬市原町区上町一丁目地内
契約の相手方	南相馬市原町区大町三丁目 30 番地 石川建設工業株式会社
契約の金額	234,900,000 円
契約の方法	制限付き一般競争入札
工期	契約締結日から平成 28 年 3 月 18 日まで

議案第 9 4 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	市営陣ヶ崎公園墓地整備事業公園整備工事
施工場所	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎地内
契約の相手方	南相馬市原町区橋本町一丁目 5 9 番地 滝建設工業株式会社
契約の金額	3 3 8 , 0 4 0 , 0 0 0 円
契約の方法	制限付き一般競争入札
工 期	契約締結日から平成 2 8 年 3 月 1 6 日まで

議案第 9 5 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（雫地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区雫字京塚沢 1 番 2 など計 2 4 筆	明細は別紙 1 のとおり P 1 8
	合 計	1 2 , 5 1 4 . 1 9 m ²
取得予定価格	2 4 , 6 9 5 , 5 2 9 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

【進捗状況】筆数ベース（20km圏外）（6月1日現在）

区 分	対象筆数	契約完了筆数	割合
鹿 島 区	2,251	1,972	87.6%
原 町 区	2,438	2,155	88.4%
合 計	4,689	4,127	88.0%

【進捗状況】筆数ベース（20km圏内）（6月1日現在）

区 分	対象筆数	契約完了筆数	割合
原 町 区	674	0	0.0%
小 高 区	1,826	105	5.8%
合 計	2,500	105	4.2%

今後、相続など共有持ち分により対象筆数が増減する。

議案第96号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取 得 の 目 的	埋蔵文化財発掘調査の出土遺物整理収蔵施設整備		
取得する建物の表示	所在地など		
	南相馬市原町区本陣前一丁目70番地	構造	鉄骨造コンクリート 屋根2階建
		用途	事務所・倉庫
		床面積	596.52㎡
取 得 予 定 価 格	33,911,250円		
取 得 の 方 法	随意契約		
取 得 の 相 手 方	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 東邦ホールディング株式会社		

議案第97号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得の目的 | 被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 |
| (2) 取得する動産及び数量 | トラクター、コンバイン 外
(別紙2)(P19) 購入品目明細書のとおり) |
| (3) 取得予定金額 | 129,060,000円 |
| (4) 取得の方法 | 指名競争入札 |
| (5) 取得の相手方 | 南相馬市原町区高見町一丁目123番地の3
株式会社 南東北クボタ 原町営業所 |

議案第98号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得の目的 | 原町区内各小中学校スチームコンベクションオープン及び専用架台購入 |
| (2) 取得する動産及び数量 | ・スチームコンベクションオープン
(TSCO-101GBCL) 8台
(TSCO-61GBCL) 3台
・専用架台(TSCO-BC101NL) 11台 |
| (3) 取得予定金額 | 25,920,000円 |
| (4) 取得の方法 | 指名競争入札 |
| (5) 取得の相手方 | 南相馬市小高区福岡字白山311番地
タニコー株式会社 東福島営業所 |

議案第 99号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得の目的 | イントラネット機器更新 |
| (2) 取得する動産及び数量 | 通信器具類(別紙3 P20購入品目明細書のとおり) |
| (3) 取得予定金額 | 44,928,000円 |
| (4) 取得の方法 | 随意契約 |
| (5) 取得の相手方 | 福島県福島市山下町5番10号
東日本電信電話株式会社
ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門 |

議案第 100号 財産の処分について

【趣旨】

市有地を工業用地として処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

	所在地	地目	面積(m ²)
処分する土地の表示	南相馬市原町区雫字蛭沢175番14	雑種地	4,196.91
	南相馬市原町区下太田字川内迫310番23	雑種地	577.40
	南相馬市原町区下太田字川内迫320番13	雑種地	1,225.60
	計		5,999.91
処分予定価格	55,499,167円		
処分の相手方	福島県双葉郡浪江町大字立野字仲ノ森131番地 有限会社 横山物産		

報告

報告第3号 平成26年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成26年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、平成27年度へ通次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 公共施設再生可能エネルギー等導入事業ほか（全15事業）

繰越額 5,904,074,657円

報告第4号 平成26年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成26年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成27年度へ繰り越しをしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 財産管理一般経費ほか（全46事業）

繰越額 40,128,443,885円

報告第5号 平成26年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成26年度南相馬市一般会計予算のうちから平成27年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 農地除染事業ほか（全8事業）

繰越額 2,280,733,990円

報告第 6 号 **平成 2 6 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費の逓次繰越しの報告について****【趣旨】**

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計の継続費のうちから、平成 2 7 年度へ逓次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 渋佐・萱浜工業用地造成事業
繰越額 16,150,000 円

報告第 7 号 **平成 2 6 年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について****【趣旨】**

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度南相馬市水道事業会計予算のうちから平成 2 7 年度へ繰り越しをしたので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 原水設備事業 （全 3 事業）
繰越額 209,461,000 円

報告第 8 号 **平成 2 6 年度南相馬市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について****【趣旨】**

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度南相馬市工業用水道事業会計予算のうちから、平成 2 7 年度へ繰り越しをしたので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 原水設備事業ほか（全 2 事業）
繰越額 149,947,000 円

報告第9号	平成26年度南相馬市病院事業会計継続費の逓次繰越しの報告について
-------	----------------------------------

【趣旨】

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成26年度南相馬市病院事業会計予算の継続費のうちから、平成27年度へ逓次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 脳卒中センター整備事業
繰越額 18,631,000円

報告第10号	専決処分の報告について
--------	-------------

【専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成27年5月13日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

553,991円

うち保険等により補てんされる額	379,483円
市が自ら負担する額	174,508円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成27年2月15日暴風警報発令時の強風により、小高区飯崎字北久保地内の北久保共同墓地内の市指定天然記念物「飯崎のしだれ桜」の枝の一部が折れ、相手方所有の墓石を損傷させたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

【専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成27年5月13日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

847,800円

うち保険等により補てんされる額	835,083円
市が自ら負担する額	12,717円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成27年2月15日暴風警報発令時の強風により、小高区飯崎字北久保地内の北久保共同墓地内の市指定天然記念物「飯崎のしだれ桜」の枝の一部が折れ、相手方所有の墓石を損傷させたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

【専決第12号 工事請負変更契約の締結について 平成27年5月15日専決】

1 専決処分の理由

平成25年第7回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成27年5月15日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的		防災集団移転促進事業 住宅団地造成（上渋佐地区）工事
施工場所		南相馬市原町区上渋佐字原田地内外
契約の相手方		南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社
契約金額	変更前	433,423,440円
	変更後	431,492,400円
	減額する額	1,931,040円

主な変更内容

	項目	内容		
(1)	安全費の変更	・交通誘導員数の減		
		【改正後】	【改正前】	【増減】
		60人	300人	240人減

【専決第13号 工事請負変更契約の締結について 平成27年5月15日専決】

1 専決処分の理由

平成26年第4回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成27年5月15日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的	みちのく鹿島球場災害復旧改修工事	
施工場所	南相馬市鹿島区南右田字榎内地内	
契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社	
契約金額	変更前	227,279,520円
	変更後	228,279,600円
	増額する額	1,000,080円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	外溝工	<ul style="list-style-type: none"> ・縁石工 野球場の乗り入れ口の縁石撤去・新設 L=7.2m 野球場の乗り入れ部砂利飛散防止のための舗装工 A = 58.2 m²
(2)	附帯設備工	<ul style="list-style-type: none"> ・津波で流失したヘルメット・バット置場2箇所設置 ・津波で流失した四輪台車1台、散水ノズル2本設置

議案第95号 財産の取得について

別紙1

防災集団移転促進事業 移転促進区域(零地区)取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区零字京塚沢1番2	田	373
2	南相馬市原町区零字京塚沢7番	田	687
3	南相馬市原町区零字京塚沢8番	田	92
4	南相馬市原町区零字京塚沢9番1	田	76
5	南相馬市原町区零字京塚沢9番2	田	16
6	南相馬市原町区零字京塚沢10番	田	1,153
7	南相馬市原町区零字京塚沢11番	田	238
8	南相馬市原町区零字京塚沢20番	田	112
9	南相馬市原町区零字京塚沢21番	田	115
10	南相馬市原町区零字京塚沢24番	畑	69
11	南相馬市原町区零字京塚沢50番	田	132
12	南相馬市原町区零字京塚沢51番1	田	710
13	南相馬市原町区零字京塚沢51番3	田	254
14	南相馬市原町区零字京塚沢274番2	田	211
15	南相馬市原町区零字京塚沢274番3	田	214
16	南相馬市原町区零字京塚沢277番3	田	571
17	南相馬市原町区零字京塚沢278番	田	2,052
18	南相馬市原町区零字京塚沢284番	畑	122
19	南相馬市原町区零字京塚沢1番1	畑	747
20	南相馬市原町区零字京塚沢277番1	畑	1,639
21	南相馬市原町区零字京塚沢277番2	宅地	856.19
22	南相馬市原町区零字京塚沢12番	田	879
23	南相馬市原町区零字京塚沢51番2	田	1,015
24	南相馬市原町区零字京塚沢52番	田	181
合計(m ²)			12,514.19

議案第 97 号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入明細書

機 種	型 式		数量
クボタコンバイン	ER6120SD4MSQPFW - C	5H911 - S4001	4
クボタコンバイン	ER6100SD4MSQPFW - C	5H914 - S4001	1
クボタコンバイン	ER470SD4MSQW-C	5H922 - S3001	1
クボタ普通型コンバイン	WRH1000C - 2.1	5T130 - 21000	2
クボタトラクター	MR87QMAXWUPC2	3L859 22101	1
クボタトラクター	MZ655QMAXTR1MP	3W411 13101	1
ニプロロータリー	MXR2410 4L	FA000 - 07314	1
コバシロータリー (アタッチメント)	FTV240T - 4L	FA000 - 36874	1
コバシロータリー (アタッチメント)	FTE240T - 4LA	FA000 - 30547	1
スターブロードキャスト (アタッチメント)	MGC601P - 0L	34780	1
ドッキングローダー (アタッチメント)	ZLH751 - PSL	L1273 - 50000	1
スター汎用トレーラ	TMT5020S	J2980 - 00113	1
スター汎用トレーラ	TMT3521	FA000 - 11331	1
マツモトねぎ選別機	MN - 103 - 03	FA000 - 13559	1
コバシねぎ収穫機	HG100MA	FA000 - 36934	1
合 計			19

議案第 99 号 財産の取得について
イントラネット機器更新明細書

品 名	型 式		数 量
L3スイッチ	CiscoSystems 社製	WS-C3850-24T-S	2
	CiscoSystems 社製	PWR-C1-350WAC	2
L2スイッチ	CiscoSystems 社製	WS-C3650-48TS-L	2
	CiscoSystems 社製	C3650-STACK-KIT	2
	CiscoSystems 社製	PWR-C2-250WAC	2
	CiscoSystems 社製	WS-C2960X-24TS-L	11
	CiscoSystems 社製	WS-C2960X-48TS-L	1
	FXC 社製	FXC5218-ASB5	37
メディアコンバーター	FXC 社製	LEX1012-15-ASB5	5
	FXC 社製	LEX1910-15-ASB5	5
	FXC 社製	LEX1930-00-ASB5	5
	FXC 社製	LEX1851-1F-ASB5	40
	FXC 社製	LEX1852-10-ASB5	68
	FXC 社製	MGB-SLX20A-ASB5	4
	FXC 社製	MGB-SLX20B-ASB5	4
	FXC 社製	MGB-SSXA-ASB5	16
	FXC 社製	MGB-SSXB-ASB5	16
合 計			222